

平成 2 1 年

# 第 2 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 2 1 年 6 月 1 9 日開会

柳泉園組合議会

## 平成21年第2回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程 .....	1
○出席議員 .....	1
○欠席議員 .....	1
○関係者の出席 .....	2
○事務局・書記の出席 .....	2
○開 会 .....	2
・仮議席の指定 .....	2
・指定第2号 .....	2
・選挙第1号 .....	5
・議長の辞任について .....	6
・選挙第2号 .....	7
・会期の決定 .....	8
・会議録署名議員の指名 .....	8
・選任第2号 .....	8
・諸般の報告 .....	9
・行政報告 .....	9
・議案第8号（上程、説明、質疑、討論、採決） .....	3 6
・議案第9号（上程、説明、質疑、討論、採決） .....	4 0
・議案第10号（上程、説明、採決） .....	4 4
・廃棄物等処理問題特別委員会報告 .....	4 5
○閉 会 .....	4 6

平成21年第2回  
柳泉園組合議会定例会会議録

---

平成21年6月19日 開会

---

議事日程

- 1 仮議席の指定
- 2 指定第2号 議席の指定
- 3 選挙第1号 副議長の選挙
- 4 会期の決定
- 5 会議録署名議員の指名
- 6 選任第2号 廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任
- 7 諸般の報告
- 8 行政報告
- 9 議案第8号 平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算の専決処分について
- 10 議案第9号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分  
について
- 11 議案第10号 柳泉園組合監査委員の選任について
- 12 廃棄物等処理問題特別委員会報告  
(廃棄物等処理問題特別委員会 開催)
- 追加1 議長の辞任について
- 追加2 選挙第2号 議長の選挙

---

1 出席議員

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 小山 慣 一  | 2番 沢 田 孝 康 |
| 3番 上 田 芳 裕 | 4番 板 垣 洋 子 |
| 6番 鈴 木 久 幸 | 7番 森 田 正 英 |
| 8番 原 まさ子   | 9番 西 上 ただし |

2 欠席議員

- 5番 保 谷 清 子

### 3 関係者の出席

管理者	野崎重弥
副管理者代理	福永進
副管理者	坂口光治
助役	森田浩
会計管理者	坂東正樹
東久留米市環境部長	橋爪和彦
清瀬市市民生活部長	金子宗助
西東京市生活環境部長	名古屋幸男

### 4 事務局・書記の出席

総務課長	涌井敬太
施設管理課長	中村清
技術課長	大場俊美
技術課主幹	中野博利
資源推進課長	永井清
書記次長	佐藤元昭
書記	浜野和也
書記	浜田伸陽

---

午前 9時58分 開会

○議長（上田芳裕） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまより平成21年第2回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

---

○議長（上田芳裕） 「日程第1、仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

---

○議長（上田芳裕） 「日程第2、指定第2号、議席の指定」を議題といたします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定をいたします。議員各位の氏名と議席の番号を職員に朗読させます。

○総務課長（涌井敬太） 朗読させていただきます。2番、沢田孝康議員、7番、森田正英議員、9番、西上ただし議員、以上でございます。

○議長（上田芳裕） ただいま朗読したとおり、議席を指定いたしました。

ここで、清瀬市及び東久留米市より選出され、本日柳泉園組合議会議員として新たに選任された皆様が御出席をされております。初対面の方も少なくないと思いますので、議員各位のごあいさつを1番の小山議員から順次お願いいたします。

○1番（小山慣一） 東久留米から選出いたしました、自民クラブに所属しております小山慣一です。よろしくお願いいたします。

○2番（沢田孝康） 東久留米から選出されました沢田孝康でございます。所属政党は公明党でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田芳裕） 3番の上田でございます。引き続きよろしくお願いいたしますと思います。所属会派は公明党でございます。よろしくお願いいたします。

○4番（板垣洋子） おはようございます。西東京選出の板垣洋子でございます。生活者ネットワークに所属しております。よろしくお願いいたします。

○6番（鈴木久幸） 西東京から選出されております鈴木久幸と申します。会派は自民党でございますので、よろしくお願いいたします。

○7番（森田正英） おはようございます。清瀬市議会から選出されました森田正英といいます。会派は清瀬自民クラブというところの会派に所属しております。よろしくお願いいたします。

○8番（原まさ子） おはようございます。前回に引き続いてさせていただくことになりました原まさ子でございます。生活者ネットワークにおります。

○9番（西上ただし） おはようございます。清瀬市選出の西上ただしでございます。会派は公明党でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田芳裕） ありがとうございます。

ここで、助役より、特別職、関係市職員及び職員の紹介をお願いしたいと思います。

○助役（森田浩） おはようございます。

それでは、柳泉園組合の管理者及び職員、関係職員等の紹介をさせていただきます。

まず、管理者及び副管理者でございますが、初めに、当組合の管理者であります野崎重

弥東久留米市長でございます。

○管理者（野崎重弥） 野崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○助役（森田浩） 次に、副管理者の星野繁清瀬市長でございますが、本日は都合により欠席でございます。代理といたしまして、福永進清瀬副市長でございます。

○副管理者代理（福永進） 福永でございます。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 同じく副管理者の坂口光治西東京市長でございます。

○副管理者（坂口光治） 坂口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 次に、当組合には2名の方が監査委員として選任されておりますが、本日は出席されておりませんが、現王園成夫委員と、もうお一方は、本定例会の議案として後ほど御提案させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会計管理者の坂東正樹東久留米市会計課長でございます。

○会計管理者（坂東正樹） 坂東です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 次に、当組合を構成しております関係市の担当部長を紹介させていただきます。

初めに、清瀬市の金子宗助市民生活部長でございます。

○清瀬市市民生活部長（金子宗助） 金子です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 次に、東久留米市の橋爪和彦環境部長でございます。

○東久留米市環境部長（橋爪和彦） 橋爪です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 次に、西東京市の名古屋幸男生活環境部長でございます。

○西東京市生活環境部長（名古屋幸男） 名古屋でございます。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 次に、組合の職員を紹介させていただきます。

涌井総務課長でございます。

○総務課長（涌井敬太） 涌井でございます。よろしくお願い致します。

○助役（森田浩） 中村施設管理課長でございます。

○施設管理課長（中村清） 中村と申します。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 大場技術課長でございます。

○技術課長（大場俊美） 大場と申します。よろしくお願い致します。

○助役（森田浩） 中野技術課主幹でございます。

○技術課主幹（中野博利） 中野でございます。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 永井資源推進課長でございます。

○資源推進課長（永井清） 永井でございます。よろしくお願いします。

○助役（森田浩） 最後になりましたが、私、助役の森田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で紹介を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（上田芳裕） 以上で特別職等の紹介を終わります。ありがとうございました。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（野崎重弥） おはようございます。平成21年柳泉園組合第2回定例会の開催に当たりまして、議長のお許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

各市とも第2回定例会の開催中、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で、2月から4月までの主な事務事業について御報告をさせていただきます。

また、本日御提案申し上げます議案は3件でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますが、第2回定例会の開会に当たりまして、ごあいさつにかえさせていただきます。本日は大変ありがとうございます。

○議長（上田芳裕） ありがとうございました。

---

○議長（上田芳裕） 「日程第3、選挙第1号、副議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 御異議なしと認めます。

それでは、西東京市選出の鈴木久幸議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました鈴木久幸議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました鈴木久幸議員が副議長に当選をいたしました。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

それでは、当選の承諾及びごあいさつをお願いしたいと思います。鈴木議員、お願いをいたします。

○副議長（鈴木久幸） ただいま皆様方から御指名いただきました鈴木久幸でございます。公平に議会を運営していきたいと思っておりますので、皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（上田芳裕） ありがとうございます。

最後に、私でございますけれども、議長職は今定例会ここまででございます。大変長い間ありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時07分 休憩

---

午前10時09分 再開

○副議長（鈴木久幸） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に議長から本職あてに辞任届が提出されました。

お諮りいたします。ここで日程を追加し、直ちに本件を先議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木久幸） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更し、追加日程第1を先議することに決しました。

---

○副議長（鈴木久幸） 「追加日程第1、議長の辞任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、3番、上田芳裕議員の退席を求めます。

お諮りいたします。議長の辞任について許可することに御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木久幸） 御異議なしと認めます。よって、議長の辞任については許可することに決しました。

---

○副議長（鈴木久幸） 続きまして、「追加日程第2、選挙第2号、議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木久幸） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名することとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木久幸） 御異議なしと認めます。

それでは、清瀬市選出の森田正英議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました森田正英議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木久幸） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました森田正英議員が議長に当選をいたしました。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、議事進行を交代いたしまして、森田議長にお願いをいたします。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

○議長（森田正英） どうも、改めましてでございます。ただいま皆様の推選で議長ということを告知されまして、慎んで受けたいと思います。清瀬市の森田正英です。鈴木副議長とともに、議員の皆様のお協力を得ながら、公平、そして円滑な議会運営に努めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、着席させていただきます。

○議長（森田正英） それでは、「日程第4、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、5月19日に代表者会議が開催されておりますので、この会議に西東京市選出の代表委員として出席されておりました鈴木久幸副議長に報告を求めたいと思います。

○副議長（鈴木久幸） おはようございます。去る5月19日（火曜日）、代表者会議が開催され、平成21年第2回柳泉園組合議会定例会について協議いたしておりますので、御報告申し上げます。

平成21年第2回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、6月19日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、既にお手元に御配付のとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（森田正英） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、鈴木副議長の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

---

○議長（森田正英） 「日程第5、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第6番、鈴木久幸議員、第8番、原まさ子議員、以上のお二方をお願いいたします。

---

○議長（森田正英） 続いて、「日程第6、選任第2号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任につきましては、柳泉園組合特別委員会条例第3条の規定により、議長において指名したいと思います。これに御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

沢田孝康議員、西上ただし議員、そして私、森田正英、以上3名の議員を新たに廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 御異議なしと認めます。よって、以上の皆様を廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任することに決しました。

---

○議長（森田正英） 「日程第7、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

---

○議長（森田正英） 「日程第8、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成21年2月から平成21年4月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務についてでございますが、2月16日に関係市の職員で構成する柳泉園組合事務連絡協議会を開催し、平成21年第1回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）等について協議いたしました。

次に、2月28日に柳泉園組合周辺自治会臨時協議会を東久留米市及び東村山市合同で開催し、今回、2月25日付で小金井市より、広域支援の継続条件である21年2月までに新たなごみ焼却施設の建設地を決定するとの契約条件は履行できないとの連絡がありましたので、そのため、2月26日に開催しました柳泉園組合議会全員協議会及び議会等でこの旨を協議した結果、柳泉園組合としては21年2月以降、小金井市のごみの受け入れは不可能である旨の意思決定をいたしましたので、周辺自治会の皆様方にこの旨の御理解、御了承をいただいたところでございます。

次に、2の見学者の状況でございますが、今期は8件、277人の見学者がございました。このうち、小学校の社会科見学が2件、186人でございます。

次に、3のホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思ひます。

続きまして、2ページの4のごみ処理手数料の徴収状況でございます。表3に記載のとおりでございます。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員において、2月10日に例月出納検査が行われております。

次に、6の契約の状況につきましては、今期は3件の工事請負契約及び13件の委託契約を行っております。詳細につきましては、行政報告資料1として添付させていただいておりますので、御参照いただきたいと思ひます。

続きまして、3ページのごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。今期の構成市のごみの総搬入量は、3ページの表4-1に記載のとおり、3市合計で1万7,549トン、これは昨年同期と比較いたしまして513トン、2.8%の減少となっております。その内訳では、4ページに記載のとおり、可燃ごみは昨年同期と比較し、682トン、4.2%の減少、不燃ごみは169トン、10.3%の増加となっております。

また、小金井市の可燃ごみの受け入れにつきましては、行政報告資料、これは21ページになりますが、資料2に記載のとおり、今期、2月から4月の受け入れは行っておりません。平成20年度の搬入につきましては、1月までにすべて完了しております。その結果、平成20年度における年間総搬入量は429トンとなっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、4ページの表2から5ページの表4に記載のとおりでございます。

次に、5ページの表4-5でございます。1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。今回から下段に係市市の人口を記載させていただいております。

続きまして、6ページを御参照いただきたいと思ひます。

表5-1及び表5-2につきましては、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございますので、御参照いただきたいと思ひます。

次に、表5-3につきましては、動物死体の搬入状況を表にまとめたものでございます。

続きまして、7ページを御参照いただきたいと思ひます。

表6は缶等の資源物の搬入量をまとめたものでございまして、今期の総搬入量は1,977トンで、昨年同期と比較し、96トン、4.6%の減少となっております。

次に、2の施設の稼働状況でございますが、まず、柳泉園クリーンポートの状況であります。2月に3号炉の定期点検整備補修を実施し、3月に完了してございます。また、同月には2号炉のストーカリミットスイッチ交換修理を行い、現在は順調に稼働しております。さらに、4月には3炉共通部分のアンモニア気化器低圧蒸気ラインより蒸気漏れが発生したため、修理を行い、現在は順調に稼働しております。また、周辺自治会の方の立ち会いをお願いいたしまして、4月28日に排ガス中のダイオキシン類測定を実施しております。

次に、補正予算で財源措置をお願いいたしましたクリーンポートのバグフィルターの交換補修につきましては、2月に3号炉の交換補修を実施し、3炉とも完了したことですべてのバグフィルターの交換が終了いたしております。

続きまして、表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、関係3市において容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されたことによりまして、クリーンポートで焼却している可燃ごみ及び軟質系プラスチック類等可燃物の焼却量は、昨年同期と比較いたしまして523トン、3.0%の減少となっております。

次に、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等につきましては、8ページの表8から9ページの表10に記載してございます。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

続きまして、10ページ、(3)不燃・粗大ごみ処理施設の稼働状況でございます。記載のとおり、各月におきまして関係機器の修理、補修及び点検を実施いたしまして、現在、施設は順調に稼働しております。

次に、表11の粗大ごみ処理施設処理状況でございます。不燃・粗大ごみの処理量は、昨年同期と比較し169トン、10.3%の増加となっております。

続きまして、11ページでございますが、(4)リサイクルセンターにつきましては、2月にコンベヤーベルトの交換補修、3月に電気設備及び消防設備保守点検を実施しており、現在は順調に施設は稼働してございます。資源化の状況につきましては、表12に記載のとおりでございます。

続きまして、12ページ、3の最終処分場への搬出でございます。引き続き、東京たま広域資源循環組合、エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,227トンで、これは昨年同期と比較し104トンの減少となっております。搬出状況は表13に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物の再利用状況でございます。不燃・粗大ごみの処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物・くずガラス等につきましては、埋め立て処分をせずに、RPFや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては、表14に記載のとおりでございます。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと思います。し尿処理施設関係でございます。今期のし尿の総搬入量は546キロリットルで、昨年同期に比べまして20キロリットル、3.6%の減少となっております。表15-1から表15-4に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、14ページでございます。2の施設の状況でございますが、今期は関係機器の補修や槽内清掃を実施しており、現在、施設は順調に稼動しております。

次に、表16でございますが、し尿処理施設における下水道放流水の測定結果でございます。それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、16ページでございます。施設管理関係の1、厚生施設についてでございます。各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、まず、野球場が3.5%の増、テニスコートが21.5%の増、浴場施設が1.7%の増と、各施設とも利用者は増加しておりますが、室内プールにつきましては7.7%の減となっております。なお、詳細につきましては、表17-1、表17-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、ページの表18に記載のとおりでございます。

次に、(3)施設の管理状況でございます。室内プール及び浴場施設の水質測定結果につきましては、表19及び表20に記載しております。それぞれ測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（森田正英） 以上で行政報告が終わりました。

これより報告に対する質疑をお受けいたします。質疑を求めます。

○3番（上田芳裕） 議場にいたら急に質問していると言われるのも少し嫌かなと思って、遠慮したんですけども。今の行政報告の中で何点か少し質問をさせていただきたいと思うんですが、まず1つは小金井市のごみの処理の問題ですね。この問題はいろんな内容を投げかけている重要な内容を含んでいることだと、ずっと一連の協議に参加させていただきまして思いました。

まず1つは広域支援のあり方の問題。これはいわゆる概念規定というのは明確になっているわけでありまして、今後、広域支援という考え方が変わっていくのかどうか。もし変わっていくとすれば、それはなぜなのかということで、変えるべきか変えざるべきかという論議も当然あると思いますけれども、現状はどういうふうになっているのか少しお尋ねをしたいということが1つであります。

それともう1つは、いわゆる自区内処理という問題が原則論としてございました。これは、皆さんプロですので、歴史をたどれば、千葉県のごみを北海道か青森かで処理するというところからいろいろな問題があって、自己責任という考え方から自区内処理と、こういうことになってきているんだらうと。しかし、東京都のいわゆる都市の過密状況から考えて広域支援と、こういうことになってくるのかなと思うんですけれども、いわゆる自区内処理という考え方について東京都はどういうふうに考えているのか、そして、各地方公共団体、これはどう考えているのか、その辺も含めて、今わかっている範囲でよろしいんですけれども、お尋ねをしたいと、こう思います。

それから、これは小金井市の問題ですので、その将来を私どもが心配する必要はないと言われればそのとおりなんですけれども、今後、小金井市のごみの処理の問題について、柳泉園組合議会も含め、周辺自治会の人たちも含めて、また同じような悩みといいますかね、そういったものを抱えなければならない状況というのはもう今後ありませんよということであれば、またそれはそれでよろしいんですけれども、その辺の状況についてお尋ねをしたいと思います。それが小金井市のごみに関係する内容であります。

それと、恐らくほかの議員からもお話があらうかと思いますが、工事物件についてお話をさせていただきたいと思いますが、これ、ずっと見ていると、非常に随意契約が多いということで、随意契約の理由を書きなさいということで、理由はこのようにそれぞれ内容が書いてあります。この随意契約の内容を読みますと、要するに、だからこういう形になったんですよということにはわかるんですが、では、競争性ということ考えた場合に、本当にチョイスできないものなのかどうか。こういう経済状況ですから、安かろう悪かろうじゃもちろん困るんですけれども、質のいいものをできるだけ安くという内容で吟味した場合に、果たしてこういうやり方で今後も継続していくのがいいのかなという思いもしていますものですから、見解をお尋ねしたいと思います。

それから、落札率の問題、これは随意契約と関係あるものかないものとありますけれども、落札率も非常に高いということから考えて、前にもお話ししているんですが、この落札率

をどう見ていくのかと。恐らく地方公共団体もそうですし、国もそうですけれども、説明責任ということを求められている時代です。高い落札率については、特別委員会を設けたらどうかと、調査委員会を設けたらどうかと、こういう話も実は出ているところもございます。そういう状況をかながみて、どういう見解をお持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（森田正英） それでは、ただいまの質問に対して答弁を求めます。

○管理者（野崎重弥） 1点目の小金井のごみの関係につきましては、私から御答弁をさせていただきます。それ以外のものにつきましては、それぞれ担当から御答弁をさせていただきます。

まず、小金井のごみの関係で、広域支援のあり方ということがどうなのかという御指摘でございます。これは市長会の中でも議論がされております。というよりも、市長会において、多摩地域のごみ処理広域支援についての検討がなされております。

まず、今回の4月1日以降の小金井市のごみの関係につきましては、新聞報道等がなされているとおりでございまして、4月1日以降、正式に柳泉園に対して小金井市から文書をもって何がしかの連絡、報告というものがあつたかと申せば、ございません。私どもでは、先ほどの行政報告の中で助役から御答弁申し上げましたように、2月に開かれました第1回柳泉園組合定例会で御報告を申し上げたとおりでございます。その中で、小金井市の広域支援の関係について、26市の中で4月1日以降支援をするという申し出の市が出てきているのも事実でございます。

しかしながら、平成6年に多摩地域ごみ処理広域支援体制の協定書が締結されております。このごみ処理広域支援の協定書に基づいてこれまで多摩地域の中での広域支援がなされておったわけでございますけれども、小金井市のごみの関係についてこの協定書の中で読み切れない部分が出てきたということで、市長会において、基本的にはこのごみの広域支援について、これまでの協定書の見直しが必要なのかどうかということも含めて、市町村清掃協議会において協議をするという方向性が出ております。しかしながら、その方向性を出すには時間がかかるだろうということで、東京都市長会において、広域支援のための申し合わせをつくったらどうだということが会長から提起がありまして、広域支援の申し合わせというものを締結いたしました。これが5月の市長会の中において申し合わせを合意いたしております。

これは何を合意したかと申しますと、これまでの広域支援の協定書の中で、小金井のご



みの支援をするため読み切れない部分について、協定書の第4条があるんですが、4条の規定にかかわらず、個別に各市及び一部事務組合に依頼をすることができる。端的に言いますとこういう申し合わせにいたしました。つまり、小金井市がごみ処理を行っている市もしくは一部事務組合に対して、独自に支援の要請をすることができる。また、受けたいほうは当事者間で協議の上決定をするという形の申し合わせになりました。これを5月の市長会で合意いたしております。これが広域支援の関係についてのこれまで第1回柳泉園組合定例会以降の流れでございます。

では、廃掃法に基づきます自区内処理の関係で、都の考え方、各市の考え方ということでございますけれども、まず、東京都の考え方といいたしましょうか、東京都環境局ごみ対策部の基本的な考え方は、26市、多摩地域のごみは多摩地域の中で解決をしてほしいということが基本にあるようでございます。正式には、明確には言っていなかったと思います。基本的には、多摩地域の中でさまざまな諸課題に対応してほしいというのが基本的な考え方だと私は受けとめております。そういった中で、先ほど申し上げました多摩地域ごみ処理広域支援の申し合わせというものをつくって、各市が合意をし、小金井市の支援ということに向かったということでございます。

各市の考え方でございますけれども、これはさまざまな温度差がこれ、正直申し上げてございます。それは、私も市長会の全体会で申し上げましたけれども、基本的に、このごみの広域支援ということについて協定書があるわけでございますけれども、これまで広域支援協定の2条の中でさまざまな条件というものがあつたわけでございます。これを基本的に、小金井市のごみを最初に支援いたしました平成19年からでございますけれども、19年のときに小金井市側からぜひ広域支援に該当するということで支援をしてほしいという考え方が示されたわけでございます。

私は東久留米市長として、広域支援協定の2条というもののなかで読み切れないのではないかとすることは端的に小金井市側に考え方を伝えております。しかしながら、小金井市の差し迫った状況ということと、小金井市が基本的に自分のところのごみ処理施設は建設をするんだという強い意思を持っておりましたから、基本的には支援をしましょうということで19年度まず支援を行ったわけでございます。20年度の支援のときには、きちんと小金井市側に対して議会にも御報告を申し上げましたけれども、一定の目標を持ってごみ処理施設建設に向かってほしいということで、21年の2月までに予定地を決定するという条件を付して、小金井市側の平成20年度のごみの支援というものを決定させ

ていただいたところでございます。

そういった経過がある中で、21年2月までに小金井市が予定地を決定できなかったということで、当初支援をしていたところで約束が履行されなかったということで、柳泉園も含め、21年4月以降支援を見合わせるという市は多く出ております。しかしながら、私どもの考え方としては、広域支援の申し合わせというものがある中で、基本的にはそれは尊重いたしましょうと。ただ、19年、20年と柳泉園が支援をしてきた約束事があるわけでございます。あくまでも小金井市がみずからが約束をした21年2月の約束が守られていないという中では、その約束が履行されるまで、私どもでは小金井市のごみの支援をするという考え方は持っておりません。あくまでも今後の小金井市側の努力の推移を見たいというのが基本的な考え方でございます。ですから、21年4月以降、2月でもう既に20年度分の予定量は終わっておりますので、厳密に言えば3月以降ということになりますけれども、21年4月以降は小金井市のごみは受け入れておりません。これは議会にも御報告申し上げたとおりでございます。

小金井市のごみを受けるのか受けないのかということでございますけれども、受ける受けないの前に、まず、小金井市側の約束の履行が先だと私は思っております。約束の履行がされた段階で、また議会にも御相談をさせていただきたいと思っておりますし、近隣自治会との協議も必要だろうと思っておりますので、今の段階でごみを受け入れる受け入れないという明言はできないと私は思っております。ただ、前提になりますのは、小金井市側のみずからの努力、約束の履行、これが前提だと。その後どうするかは、今後また議会の皆様方にも御相談をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○助役（森田浩） 大きく2点目の契約関係についてということでお答えさせていただきます。

柳泉園におけます契約形態でございますが、前も答弁させていただいたと思いますが、基本的には3つの方法により現在契約を行っております。

まず1点目でございますが、対象となります事業等が非常に専門性が高く、また、独占的な技術が反映されなければその業務が安全性の確保等を考えたときに履行できないと、また継続的に維持できないような場合には、特命随意契約、これはやむを得ず特命随意契約でやらなければその業務が遂行できませんから、特命随意契約で契約をさせていただいているというのが1点目です。

それから、そのほかに随意契約でやっておりますのは、その業務等について毎年定型的

に繰り返される業務、ほぼ同様の内容において毎年繰り返されるような業務がかなりあります。そのような場合におきましては、3年を1つの期間といたしまして、入札をして3年間は同一の業者に随意契約でお願いするという形態をとっております。それはなぜかといいますと、1年1年入札行為を行いますと、1年目に入札行為で落とした業者が2年目になりますとある程度なれてきます。業務がなれとか、そういう、資材面におきましても1年目においてかなり準備されておまして、2年目に非常に入りやすい、業務についても非常になれてきて入りやすいという、そういう状況がございますので、改めて2年目に契約しないで、そのまま2年、3年と、1年目に入札行為した場合には3年間はある程度、特別な事情がない限りは、その業者に同じ金額を予定価格といたしまして見積もり合わせ等を行って、結果的には随意契約で行っているというのが現状でございます。

そのほかには、一般的な業務といたしましては競争入札を行っているということでございまして、今回の期間におきまして、委託、工事請負契約をはじめといたしまして随意契約がかなり多くなっておりますが、これにおきましては、1点目の専門性が高い場合の特命随意契約が2件、その他につきましては、3年ごとに入札を行う2年目の随意契約ということで、今回随意契約による契約が多いということでございます。

したがって、今後、この随意契約につきましては、長期継続契約に移行することによって、各受け入れ業者におきましては、非常に長期間仕事が確保できるということで、ある程度の経費の節減は図れるのではないかとということで、今、順次、仕様書の見直しを行う中で、長期継続契約に持っていきたいということで、既に持っていった事業もございまして、そちらに移行するというところで検討してございます。

それから、落札率が非常に高いという御指摘ですが、これにつきましても、ただいま答弁させていただいたように、1年目の競争入札で行いますとかなり、落札率が80%台になるんですけども、2年目になりますと、その契約額をもとに入札を、見積もり合わせを行いますから、当然、予定価格が入札額になってしまいますから、予定価格イコール入札額になってしまいますから、その非常に幅が狭くなって、結果的に落札率が高いという現状になっておりますが、これは少し、こういう形態をとっている限りやむを得ないのかなと。それがいいか悪いかは少し、予定価格として契約額を算定して、それを予定価格とするのは、正しいといえますか、あるべき姿なのかと、少し検討する余地はあると思いますけども、なるべく経費の節減を図ると、あるいは予定価格を高くしないという意味からも、柳泉園としましてはそういう形態で予定価格の設定をしているという経過から、入札率が

高くなっているという状況がございます。これは、予定価格のあり方というものにつきましては、今後少し、長期継続契約を実施するに当たって少し検討する余地はあるのかなどは考えております。

○3番（上田芳裕） ありがとうございます。時間があまり長くなってもあれで、議事進行に協力しなければいけないので、自分の考え方だけ少しお話し申し上げて終わりにしたいと思いますけど。

1つはいわゆる落札の問題ですが、ABCと分野が分かれていて、それぞれの対応をしているということで今お話をお伺いしまして、大体わかりましたけど、随意契約が専門性が高くなるというのは、それはわかりました。僕は素人ですので、一般論でお話をさせていただきますけども、一般的には、例えば落札した業者、あるいは入札の前でもいいんでしょうけども、僕らの経験からいきますと、いわゆるコスト内訳を出してもらうんです。ただ、このコスト内訳も、専門性がないと分析できないという問題があるんですけどね。1つの参考までに考えておいていただければよろしいかなと、そういうふうに思います。

それと、小金井の問題でありますけど、これは管理者から説明をいただきまして、大体わかりましたが、私は、この小金井の問題というのは非常に重要な、非常に大切な問題をさまざまな形で含んでいるなど、こういうふうに理解しているんです。現状及び今後のことについては大体わかりましたけれども、基本にごみ処理施設というのは迷惑施設なんです。ですから、どうしてもごみを処理しなければいけないけれども、その施設というのはできれば自分以外のところでやらしてもらえればありがたいと。これは昔も今も変わらないんです。そのことによって東京都が変わるのかどうか少しわかりませんが、昔の歴史もそうです。ごみ処理の問題だけでもって都が動いたという時代がありましたからね。ですから、この迷惑施設をどうするかということで、自己責任論で自区内処理と、こういう考え方が出てきたんだろうと、そういうふうに思います。ただ、法的根拠はありませんし、先ほど管理者からも答弁いただいているように、自治体間での協議ということになると、そもそも問題の発端であった千葉県のごみを青森県で処理していて何が悪かったんだと、こういう話になるんです、もうずっと昔の話ですけども。

柳泉園組合の歴史の本をずっと読んでいますと、そもそも尿処理の問題から始まっているんですね、環境問題も含めて。このごみ処理問題の中で相当混乱があったようでありますけれども、あの本にも出ていますけれども、その関係資料は両方とも全く記載されていないということが書かれていますけどね。そのぐらい柳泉園組合を形成するに当たって

のさまざまな、外に出せないような歴史も恐らくあったんでしょう。そのようなことが書いてありますのでね。ですから、施設をどうするかというのは、これは非常に重要な問題ですけれども、役割分担からいくんだということであれば、これは東京都はどういうふうに考えているかわかりませんが、自治体間の協議でもって成立するのであれば、千葉県に出しても埼玉県に出してもいいのではないのと、お互いの役割を成立させるためにということになると、環境問題といわゆる処理施設の存続とどう整合性を持たせるのかという問題になってくる。

先ほども報告がありましたように、処理の量がだんだん減ってきていると。これは非常に環境問題から考えればいいことなんですけれども、柳泉園組合の事業主体をどうするかという稼働率の問題からいくとどうするのかという、矛盾した内容をどう整合性を持たせるのかというのが、これからの新しい環境問題と処理問題と、多分そういうふうになってくるんだらうかと、そういうふうに感じました。いずれにしましても、柳泉園組合の処理及びそのスタッフの技術は非常にレベルが高いですので、今のところ環境問題に影響を与えているとは私は思っておりませんが、ただ、柳泉園組合が将来どういうふうになるのかなと思いつつも今、答弁を聞いておりました。

長くなりましたけれども、ありがとうございます。大体理解いたしましたので、私はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森田正英） それでは、質疑、ほかにありますか。

○4番（板垣洋子） それでは、幾つか御質問させていただきます。

3ページのごみ処理施設関係のところ、今回、不燃ごみと粗大ごみが昨年の同期に比べて増加という報告がありました。全体的にごみが減少している中で増加という言葉にとっても過敏になってしまうんですけれども、前回資料を見ますと、前回の前3カ月に比べると減少していると思うんですけれども、粗大ごみと不燃ごみは増加の傾向に転じてきているのか、そのあたりを御説明お願いします。

それから、この資料は3カ月分が出されているんですけれども、今申しましたように、全体的に1年を通してどうなのかというところで、1年か、あるいは半年期間での資料を補足的に提出していただければ、より理解しやすいんですけれども、そのような検討がしていただけるのか御質問します。

それから、クリーンポートで焼却している軟質系プラスチック類等の可燃物の量も増加との報告がありましたけれども、ばい煙などへの影響は変化はないのか、それから、今後、

軟質系プラスチック類の可燃物の量はどのように推移していくと想定されているのか、御説明をお願いします。

それから、7ページにごみ処理量調節と御説明がありますけれども、現在、クリーンポート、100%対応可能な量に対して、どのくらいの割合で稼動しているのか、教えてください。

それから、委託契約関係についてなんですけれども、今、上田議員の質問に対する説明で幾つかわかったんですけれども、では、今回の契約についての先ほど説明のありました特命随意契約と随意契約、それから、長期継続契約に移行する検討をしているものはどれなのかを教えてください。

それから最後、小金井関係なんですけれども、管理者からの説明で、新たに多摩26市で広域支援のための申し合わせを締結されたということなんですけれども、これまであった協定書を補完するための申し合わせと理解していいのか。皆さんの合意がとれれば、今すぐでなくてもいいんですけれども、申し合わせ事項の書類を資料として何か共有したほうがいいのではないかと思いますけれども、それもお願いいたします。

○資源推進課長（永井清） 最初の不燃・粗大ごみ量がふえたという理由でございますが、実際にふえているのは西東京市のごみがふえているんですね。これにつきましては、西東京市で昨年1月からごみの有料化を始めたという直後ということもあって、その部分で多少出す量が抑えられたのかなと推測されます。通常、1カ月当たり西東京市は大体240トンぐらいの搬入があるんですが、昨年前期に関しましては大体190トンぐらいしか入っていないという状況があって、その差においてかなり増加という形で出たものと考えられます。

それから、実際に3カ月だけではなくて年間どうかというお話なんです、この後、事務報告という形で年間集計が出ますので、そちらで参照していただきたいと思います。

○総務課長（涌井敬太） 年間のごみ等の量の資料という件で今説明があったと思いますが、これは事務報告書ということで、11月の定例会の中で御報告を毎年させていただいておりますので、そちらを御参照いただければと思います。

それから、契約の関係でございますが、今回の資料の中でどれをどのように考えているかということですが、まず、資料の1の3ページをごらんください。クリーンポート定期点検整備補修（その3）、これは特命随意契約でございます。

次の4ページでございますが、クリーンポート電気・計装設備点検整備補修（その3）、

これも特命随意契約でございます。

それから、次の5ページは、これはいいですね、入札です。

6ページも入札でございます。

7ページでございます。これは運転業務委託。これは現在は随意契約でございますが、将来、長期継続契約に移行していくことで検討を現在しております。

8ページも同様でございます。

9ページの粗大の運転も同様でございます。

10ページでございます。手選別作業委託でございますが、これも長期継続契約に移行することで現在検討しております。

長期継続契約に移行する検討をしている委託契約につきましては、先ほど助役がお話をさせていただきました、入札をした後、継続的に同一仕様で同一金額であれば2年間は随意契約するという範囲のものでございます。

11ページにつきまして、クリーンポート計装設備点検委託でございますが、これは特命随意契約でございます。

それから、12ページ、13ページは、これは入札でございます。今後も入札をしていきます。

それから、14ページ、交通整理委託、これも長期継続契約に移行することで現在検討しております。入札は19年度に実施しております、3年目の随意契約になっております。

それから、15ページ、これは随意契約でございますが、これはいわゆる見積もり合わせ随意契約という形でございます、下に書いてございます3者から見積もりをとりまして、契約をする。入札で札を入れるか、見積書を出していただくかの違いということで御理解いただければと思います。

それから、16ページ、17ページ、最後18ページまでの3件につきましては、入札でございます、今後も入札をしていく予定でございます。

契約関係につきましては以上でございます。

○技術課長（大場俊美） 先ほどのばい煙はどうかということなのですが、資料の8ページのばい煙測定結果ということで、粗大とかふえているんですが、処理のほうはどうかということなのですが、一応排出基準等につきましては問題ございませんでした。

稼働率のほうなのですが、19年度と20年度の対比にしますと、搬入量が6%前後減

少しております。それに伴いまして、稼働率に関しては10%前後減ってくるという状況で考えております。

○管理者（野崎重弥） 小金井の関係で御答弁をさせていただきたいと思います。

この申し合わせがこれまでの協定書を補うものなのかという御指摘でございます。なかなか明確に申し上げにくいのが正直なところでございます。なぜかと申しますと、平成6年に締結をいたしました多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書、これは議会にも御配付をさせていただいておりますけれども、その2条で、本協定の適用範囲は次のとおりとするということで、1点目として、「市町村等のごみ処理施設等が、予測できない緊急事態に陥り、適正なごみ処理に支障が生じた場合」、2点目といたしまして、「市町村等のごみ処理施設等が、予め計画された定期点検、改修、更新、新設のため、その運転を停止し適正なごみ処理に支障が生じる見込みの場合」、この2点なわけですね。これが要は小金井のごみの支援に適用範囲として該当するのかもしれないのか、これはさまざまな御意見や解釈があるだろうとは思いますが。しかしながら、私どもは2年間、これに該当するという事で議会にも御報告を申し上げ、支援をしてきたわけでございます。

しかしながら、本年の4月1日以降、これまで支援していたところは、先ほど御答弁申し上げましたように、21年2月までに小金井市が新たなごみ焼却施設の予定地を決定するという事をみずからが、それぞれ支援をいただいていた一部事務組合や地方公共団体に対して申し出をし、そのことを条件として20年度のごみの焼却支援があったわけでございます。しかしながら、その約束が履行されないということで、それまで支援をしていた側がなかなか難しい状況を迎えたという中で、それまで支援をしていなかった団体が、端的に申し上げまして、新たに支援する側が支援をできる根拠、これを私は、明確に欲しいという基本的な考え方があったんだろうと東久留米市長は推測をいたしております。ですから、私は、本年の4月1日以降支援をなさっておられる市及び一部事務組合は、この申し合わせによって支援をする根拠というものができ上がったと考えております。

ただ、私が市長会全体会で申し上げましたのは、基本的に19年、20年支援してきた側が今後も近隣自治会や議会の信頼感を失しないような形の対処はする必要があるということ私は強く申し上げてまいりました。それは、広域支援協定の中で、2条で枠がはまっているものを19年、20年で支援してきた。2条で読み切れないから申し合わせをつくるということでは、19年、20年の支援は何だったんだということになりかねない。だからこそ、2条の改定はするべきではないということを私は市長会全体会でも申し



上げましたし、このことは、私の考え方はこれまでもこれからも変わることはございません。

そうしなければ、19年に柳泉園近隣自治会の皆様方にこういったことに基づいて支援をしますと言ったことが、あのときの約束は何だったんだということになりますから、私はそれだけはするべきではないと思っておりますし、今後、小金井市が行政区域内に焼却施設をつくるという方向が定まった場合にあっては、柳泉園の例を考慮すれば、少なくとも7年から8年は、予定地が決定した後も環境影響評価や基本設計、実施設計、近隣住民との交渉、議会における議論、契約案件、またその後の建設期間等々を考えれば、やはり七、八年は必要だろうと。そういう長いスパンを考慮する中では、やはり当初支援をした、端的に申し上げれば、第2ブロックをはじめとしてブロック外の当初支援をしていた側の立場と言うと語弊がありますけれども、支援をしてきた、協力をしてきた側の配慮というものも十分受けとめていただく必要があるだろう。この考え方は私はこれからも変わりません。

ただ、小金井市と結んでおります広域、小金井市といいたしめようか、広域支援協定があるわけですから、私どもは本年2月で広域支援協定が終わったという理解はいたしておりません。終わったわけではないと。約束を守らないのは小金井市側であって、小金井市側がまずみずからの約束をきちんと果たしてもらおうと。そうしなければ、先ほど上田議員からも御指摘のありました、廃掃法に基づくところの地方公共団体の責務が果たせないと思っておりますし、今後ともそういったことについて小金井市は最大限の努力をいただけるものと考えておるところでございます。

○技術課長（大場俊美） 先ほどの率の件なんです、設計処理能力、3炉で315トンに対して、現在、1炉94トンで計画しておりますので、282トンになります。それに対して10%の減になっております。

○4番（板垣洋子） 再質問させていただきます。

不燃ごみ・粗大ごみの量がふえたのは、申しわけございません、我が自治体ということで理解いたしました。

それから、資料についても、事務報告の中で出ているということなので、後になりますけれども、そちらで確認させていただきます。

それから、ばい煙については、基準値以内でおさまっていることは重々、資料をいただいておりますので、それでわかるんですけども、今後、この軟質系プラスチック類の可燃

物の量が増加の傾向に今来ていますので、それがどんどんふえた場合、ばい煙についての影響というのをどう予測されているんでしょうかという質問だったんですけども、それをもう一度御説明お願いいたします。

それから、ごめんなさい。少し数字を言われてよくわからなかったんですけど、クリーンポートの処理能力ですけど、全体のキャパシティに対して現在は何割程度使われているのかという、ごめんなさい、私にわかるように単純に量を教えてください。といいますのが、小金井の広域支援とも関係すると思うんですけども、まだ柳泉園は大丈夫にしても、今後、全体的に自治体のごみ量が減ったときに、新たに再度ごみ処理施設をつくろうという計画をしたときに、想定される自治体のごみ量プラス、やはり近隣の自治体のごみも何割か負担する可能性もあるということも含めて、今後、施設整備についても推定をしていかなければいけないのかなみたいなどころがありますので、現状を把握したいと思ひまして、現在のキャパに対してどのくらい今稼動しているのかというのを質問させていただいております。

それから、小金井の広域支援については、丁寧な御説明ありがとうございます。私もこれまでこの議会の中で、小金井の支援は協定に基づいて、それに該当するので支援したという理解をせざるを得ないというか、そういうふうに理解してきましたので、約束が履行できなかったけれども、今後建設場所が決まったときには、先ほどおっしゃいました2条のあらかじめ計画されたというところで、この協定に基づいて広域支援が再度再開するのかなという予測もできるんですけども、これは他市のことですので、こちらでは詳しいことは話すことではないと思ひますので、現段階では今の説明でわかりましたので、これは終わります。

それから、契約関係なんですけれども、特命随意契約の場合はそのように契約方法で書いていただけるとありがたいと思ひたんですけど、3ページのクリーンポートの定期点検整備補修、これはその3となっているんですけども、これは期間、工期が違うんですけども、平成20年度には大体3カ月期間になっていまして、9,300万円で予定価格がなっているんですけども、これは6,600万円になっています。これは(その3)と書いてあるので、このその3あたりがその原因になるのか、少しそこがわからないので、予定価格が昨年の同時期に比べて、当然工期も違いますけれども、違うので、そこを少し御説明お願いいたします。

それから、クリーンポートの4ページの補修ですね。これはその3、これは昨年度の同

時期とほぼ同時期の工期になっていますけれども、先ほどの御説明ですとこれは特命随意契約ということですが、平成20年度はこれ、802万3,000円で予定価格しているんですけれども、今回に限っては1,260万円ということで、特命なんですけれども、価格が大幅に予定価格が上げて入っていますし、契約価格も昨年度は777万円、今回は1,250万円となっていますので、そのあたりも補足をお願いいたします。

それから、粗大ごみですね。これは指名競争ですので、これも少し予定価格が昨年度の資料と比べると随分違うんですけど、このあたりも少し補足説明していただければと思います。

それから、し尿処理については、これは今後指名競争入札にということなんですけれども、これは平成20年度に比べて予定価格を大幅に下げていらっしゃるんですけれども、これは一たん指名競争入札をしたからこのようになったのか、ここも補足をお願いいたします。

それから、7ページの缶・古紙類の運転業務委託ですけれども、これは長期にということですが、先ほど3年ということでしたので、これはことしが2年目になって、来年度でまた新たに入札をして長期というふうに検討するのか、引き続き長期を検討するのか。これは予定価格、昨年度と同額になっていますね。

なので、先ほどの、これ以後、少し時間もかかりますので省略しますけれども、一定やはり、最初に上田議員の質問のときにあった3種類の契約に、その説明を聞いただけでは、予定価格の設定の仕方とか、特命随意契約にするというあたりの予定価格の設定の仕方について補足も全体的に、これ以後のことも含めてしていただければと思いますので、お願いいたします。

○総務課長（涌井敬太） 再質問のありました焼却炉での稼働率の件でございますが、8ページの表7をごらんいただきたいんですが、表7のこれがクリーンポートで現在処理している、2月、3月、4月の3カ月間で処理した可燃ごみ等の量でございます。1万7,151トン。これを3カ月、一月30日ということでざっと割りますと、190トン、1日当たりなります。そうしますと、クリーンポートは105トンを3炉でございますから、3炉を動かすという前提で、315トンが100%という考え方にしますと、約60%、稼働率。この量ですと、190トンですから2炉でいいわけですね。1炉は休止していいわけです。2炉稼働ということで考えますと、90%ということに現在はなっております。

○技術課長（大場俊美） まず、電気・計装関係で1,200万円にふえているという内容なのですが、制御システムの中でコンピューターの交換、あと、駆動装置関係でインバーターがございまして、そのインバーターの交換ということが今回ふえた理由になっております。

○管理者（野崎重弥） 先ほどの今後のごみ処理における広域的な考え方ということで、新たな施設をつくる時にこういったごみ焼却施設が集約化が進むのではないかと、そのときに、要は、ごみの焼却処理というものがどう変わっていくのかということなんだろうという御指摘だろうと思いますけれども、先ほど上田議員からもお話がありましたけれども、これまで柳泉園の歴史を振り返れば、もうこれは1時間ぐらひはすぐ話せる状況になります。それは申し上げませんが、そもそも今の滝山団地があるところは、この辺の各種、現在の市のごみ捨て場でした、あそこは。あそこがごみ捨て場だったわけですね。しかしながら、さまざまな課題がある中で柳泉園ができ上がった。当初はし尿処理施設だった。そして、ごみの焼却処理が始まった。そういった経過をたどっているわけでございます。

一方で、多摩26市の焼却施設の状況を見てみますと、その敷地面積に10ヘクタールを擁しているような施設はごくまれでございます。そういったことを考えれば、ここが多摩北部地域の今後焼却施設の基地になっていくのではないかと、そういう心配が御地元にはございます。これまでも上田議員御指摘の迷惑施設を地域が抱えてきた。これからも抱えていくのか。なおかつこれだけの広い面積があって、なぜ小金井のごみが来るのか、どこどこのごみが来るのか。これが、近隣自治会との協議会を開催したときに厳しい御指摘をいただくときには、大体そういった御指摘でございます。

一方で、日本の人口が今1億3,000万人いる。50年後の人口問題研究所の中位推計で8,000万人。減っていくのは明確。そういった中で、今後のごみ焼却施設のありようというものをどう考えていくのか。少なくとも私が管理者をやっているうちにそういった重大な課題には恐らく陥らないだろうとは思いますが、今後そうしたときに、こういった広域的な視点からこのごみの処理というものをしていくのかということと、焼却ということだけではなくて、違う手法ということも技術開発等がなされて、議論になってくるのかもしれませんが、それはさまざまな選択肢があるだろうとは思いますが、今後こういった施設が必要であることは、これは間違いのない事実でございます。人間が生活していく中でどうしても必要だと。

そういった中で、近隣の皆様方に御理解もちょうだいしながら、より低いコストで安定的にごみの処理をしていく。このことは今後とも模索をしていかなければなりませんし、柳泉園組合議会の皆様方にも御理解も御支援もいただきながら、近隣との関係も良好なものにしつつ、安定的な焼却処理に今後とも努めてまいりたいと思っておりますし、そういった課題が惹起をいたしましたときには、柳泉園組合を構成いたします3市の市長がさまざまな観点から議論もし、方向性を出していただけるのではないかと、そのように考えておるところでございます。

○施設管理課長（中村清） ただいまの議員からの予定価格のことについての御質問ですが、17年度から積算担当がつくられまして、毎年委託やら工事やら、今まで、現在までの間に設計をその都度やっているところでございます。予定価格の設定としまして、その方法としまして、組合で設定しました工事積算及び委託積算にかかわる設備積算基準細目というのがございます。それはその17年度当時つくりまして、それを基本に、それをもとにしてつくり上げてございます。結局、それが基準になりましての予定価格設定となっております。

○助役（森田浩） 先ほど議員から、対前年と比較、なお同じ件名でありながら、対前年度と今年度では随分予定価格が違うのではないんですかという、そういう御質問がございました。これは、工事の内容によりまして仕様が違いますから、例えば20年度に、今回のクリーンポートの定期点検整備補修（その3）につきましては、6,600万円で今回予定価格を組んでおりますが、例えばこれが平成20年度におきましては必ずしもこれと同様の内容の補修や整備をするわけではございませんから、内容が全然違いますから、当然積算による予定価格は違ってきます。同じ内容の整備をするのであれば、当然予定価格もほぼ近い形になろうかと思いますが、全然内容が違いますから、予定価格は違っております。

ただ、この中で運転業務委託とか、例えば缶とかし尿とか各運転業務委託がございしますが、これにつきましては、ほぼ毎年同じような形で業務を行っておりますから、これにつきましてはほぼ毎年同じような積算によりますから、予定価格も大体同額に近いのではないかと考えております。それからあとは、同額に近いのは、手選別とか、施設総合管理業務とか、管理的な部分の委託につきましては、ほぼ毎年同じような仕様でお願いして設計しておりますから、ほぼ同額の予定価格になると考えております。

○4番（板垣洋子） ありがとうございます。

野崎市長からの説明もありがとうございました。安全に焼却処理に努めていただきたい、安定的にすることもですけれども、やはり市民の立場からすると安全性というのがとても重要になると思いますので、そのあたりも引き続き御努力をお願いしたいということです。

それから、契約関係も、細かいところでは幾つか確認したいところではございますけれども、いただいた資料によりますと、やはり工事内容と契約理由が全く同じ形で記されていると、そのあたりがわからないので、違いが当然あってのことだと思いますので、予測できる違いは、理由とか工事内容のところに明記していただけるとよりわかりやすいので、それをお願いいたします。どうしても、私も素人ですので、昨年度の価格とか、ここに書いてあるものだけで判断せざるを得ないので、やはり適切に予算が執行されているのか、また、この工事を行うことで安全にここの施設が稼働するかということを私は見ていく立場だと思いますので、そのあたりは御丁寧に対応していただくよう意見を申し上げて、終わりにいたします。

○議長（森田正英） ここで暫時休憩をいたします。

午前11時31分 休憩

---

午前11時37分 再開

○議長（森田正英） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

行政報告に対する質疑を引き続きお受けいたします。

○8番（原まさ子） どうしても小金井のことは少し触れざるを得ないと思っております。皆さんなさっているのですけれども、私も聞かせていただきたいと思っておりました。今までいろいろと質疑のやりとりを聞いていますと、では、小金井の最新の状況がどんなふうになっているのかというのが知りたくなってきたところでして、それが、こちらが把握しているものが何か新たに2月以降ございましたら、候補地が一定程度出てきていて、そこにいろんなアプローチをしているけれども、それ以降どうなったかというのがわかったら、そのことをまず伺いたいということと、それから、用地が決定しても建設までに時間がかかる。その間は協定書の中で対応して受け入れていくということになるだろうという判断のようですけれども、それが21年度中にそういうことも起こり得るのかどうか、そのように予測しているのかということも含め、お答えをいただきたいと思います。

それから、契約のところについては、私も大変わかりにくいと思いました。私たちは書面でいただく部分の契約の名前ぐらいしか判断するものがなくて、たまたま引き続いて

やっているような者にとっては、前年の同じときに出てきた契約であれば一緒なんだろうと思って、その契約の多寡で何がこんなにも違ってくるのかと思わざるを得ないです。そうであればやはりそこが、何が違うというところを明確にした、先ほど上田議員もおっしゃっていましたけれども、いただいても私は読み切れるかどうか大変難しいところですが、コスト内訳みたいなもの、新たに加わった細目みたいなもの、そういうものをぜひとも示していただいて、同じ名前の契約だけれども、違う価格になっているのはこうなんだということがわかるようにしていただきたいと思います。

それから、こういう議論をずっと重ねていると、私たちは、今はまだこれが健全に動いているわけですが、次の何か施設を新たにつくらなければいけないという場面になったときには、どうしても特命随意契約で延々と契約せざるを得ないというものが必ず炉についてはあって、そうであれば、それを導入するというところから、このお金というのは延々とこの業者、この技術を持っているとか、施設管理ができるという業者にずっと委託せざるを得ない。そうであればコストは下がらないみたいなどころまで含めて選択をしていくということがなければ、19年度の決算書で、施設の維持管理についてというところに監査委員の御意見がありますけれども、そのあたりもこの程度しか書けないのは仕方がないことなのかと思ったりするところです。なので、その点について管理者、お考えがきつとおありだと思しますので、お願いします。

○管理者（野崎重弥） 小金井市のごみの関係でございます。端的に申し上げまして、3月以降、小金井市側から正式文書をもって私どもに状況の通知といいたいまいしょうか、報告といいたいまいしょうか、そういったものは正式文書では何もございません。私どもの得ている情報も、新聞報道による情報でございます。ただ、東京都市長会の全体会において、東京都総務局行政部から、小金井市、それから府中市、調布市の3市にまたがった二枚橋跡地ではあるわけでありましてけれども、その間の助役、それぞれの市の副市長に東京都が仲立ちをして、何らかの前進が見られないかということで汗をかくという話はございました。ただ、そういったことにつきましても、その場面で話があったということでありまして、小金井市側から正式なものというものはございません。

それと、21年度中に支援が始まるのかという、端的に申し上げましてそういうことだろうと思います。私どもが小金井のごみの支援、19年度に行って、20年度に支援を行うということを議会の皆様方にも御報告もし、近隣自治会の皆様方にもお願いをし、了解をいただいたということは、基本的に2点条件があったと記憶をいたしております。1点

目は、21年2月までに小金井市が決めるということ。それと、19年、20年、21年の3カ年がまずありきということを経済にもお話をさせていただいたと記憶をいたしております。ですから、21年度中に小金井市が建設予定地を正式に決定して、改めて21年度末まで支援をお願いしたいということになれば、それは議会にも御報告もし、御相談もさせていただきたいと思っております。ただ、それ以降に小金井市側が条件整備をしたということになった場合、これはこれでまた大変悩ましい問題、課題であるわけでありまして、そのときは小金井市の現状のごみ焼却の状況や各市の支援の状況、こういったものも考慮をしながら、議会側ともまた十分協議をさせていただければなと思っております。

また、2点目の今後柳泉園が存在し続ける限りというよりも、このクリーンポートの施設を運用していく中で、こういった随意契約というものはなくなるのかという御指摘でございます。端的に申し上げます、構成3市に御負担をいただいておりますうちの大きな部分を占めるのが柳泉園における定期点検整備や国が定めております法定点検整備、こういったものに費やされているのは事実、御指摘のとおりでございます。

一方で、クリーンポートにおける焼却炉は、端的に申し上げますれば、パテントの塊と言ってもいいようなものだと担当から説明を受けております。例えば稼働床のチタン合金にいたしましても、それらがその炉に合った、また燃焼温度に合った、動きに合った稼働床になっているチタン合金のつくりになっているということで、私も、ほかのものを流用していけないのかとか、さまざまな考え方は担当には申しております。しかしながら、やはりパテントとの関係で、そういったものを使えるのかと申せば使えない。なおかつ、もし事故があった場合に、保証期間は過ぎていたとしても、そのことを理由にさまざまなものが惹起する可能性がある。こういったことも考えるということの中では、一定こういった特命随意契約として定期点検や法定点検を事業委託するということは、避けて通れないと思っております。

ただ、そういった中においても、担当においては、これまでの経験や点検における交換部品等々、台帳として整備するようになっておりますから、業者側の申す部品や点検の場所、これをすべて私どもは受け入れているというわけではございません。それぞれの担当が努力をする中で、そういったことは違うのではないのかとか、さまざまな協議を行う中で、安定的、安全な運転管理ができるような点検整備にはかなりの努力をこのところしてもらっているなと私は感じております。



また、私も二度ほど定期点検のときに完全防備をしまして炉の中に入っております。耐火レンガの状況ですとか、さまざまな状況も担当から説明を受けながら、今回の定期点検ではここを変えるとか、例えば昨年度ウオータージャケットの水漏れでかなり大規模な工事を行ったわけでありましてけれども、そういったものも私も中に入って点検といひましょるか、目視をしておりますし、そういったことについては担当もかなり管理者に対しての説明責任は果たしてくれているなと思っておりますし、そういった工事関係につきましても努力をしてくれていると考えておるところでございます。

○助役（森田浩） 単年度におけます例えば工事の内容、どういうものを実施したのかということは工事内容に記載してございますが、それをもう少し詳しく、例えば同様の工事ではありますが、内容が全然違っているというのがありますから、それがわかるように、今度ここになるべく記載するように努力はさせていただきたいと思っております。

○8番（原まさ子） 小金井の状況については、大変悩ましいことを何とか形をつけて、道筋をつけて、市民に説明責任がつくようにということで努力なさっていることは重々わかっておりますけれども、私どもも市に帰ればそのことを市民の皆さんに理解していただくという必要があるので、細かいことまで少しお伺いしましたけれども、案外何かそういう情報が伝わってこないものなんだなというのが、意外に事態は変わっていないということのあらわれなのかとも思ったりしました。そのことは理解しました。

それと、例えばコピー機にそのメーカーの純正部品を使うか、何か汎用のものを使うかということが、一般的なそういう家電であれば簡単にできるのかもしれないけれども、大変特殊なものなのでということが、繰り返し私は説明を何度も伺っているんですけども、そこはもう一切説明はそれ以上出ないというか、多分ここにいらっしゃる方も、炉そのものについてメーカーから言われれば、それに対抗できるような、もちろん経験等いろんなものがあるでしょうけれども、それに反論できるような技術の何かを蓄積しなければならぬだろうし、それはもちろん今までに至ればその経験もおありだから、いろんなことが進むんだと思うんですけども、どうしても、なるべく安全な運転をなるべく安くしていただきたいと思えば、このあたりの特命随意契約にせざるを得ないというところをもう少し何とかならないものかと思ってしまうので、これはお考えを伺うといっても難しいことだろうと思っておりますけれども、もう少し何か完全にできれば、それと情報公開を私たちにさせていただければと思っているということを申し上げて、終わりにします。

○管理者（野崎重弥） 炉の関係につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、

原議員がおっしゃっていることを、それは違うなどと言う立場というか、私もどちらかというと同じ考え方を持っておりました、管理者になるまでは。しかしながら、管理者になりまして、こういった定期点検のときにはなるべく現場に入るようにもいたしておりますし、炉の中に入ったり、報告を受けるときには写真等、これは何だ、あれは何だというものも説明を受けるようにいたしております。そういった中では、今後ともメーカー側からの提示をそのまま受ける、これまでもいたしておりませんが、担当においてこれまで蓄積されたノウハウをそういった定期点検の中にも生かして、これまでも生かしてもらっておりますけれども、今後ともそういった形で、柳泉園としてきちんとした対処ができるように努力はさせていただきたいと思っております。

また、以前、焼却炉ではありませんけれども、粗大ごみ処理施設のところに回転式のカッターがあるのを御存じだと思うんですけれども、破砕機ですね。あれもメーカー純正の刃があるわけですが、それを使わずに社外品の刃を使って、それはやはり安いです。それを使ってやったことがあります。しかしながら、純正部品に比べてはるかにもちが悪い。すぐ欠けてしまうとか、切れなくなってしまうとか、やはりそういったものもあったようでございます。だから純正品がすべていいとは申し上げませんが、柳泉園の内部においてもそういったことは、気がつくものはチャレンジもいたしておりますし、しかしながら、それができないという部分もございますので、御指摘は御指摘として受けとめさせていただきますし、今後とも柳泉園、努力はいたしますけれども、そういった状況もあるということはぜひ御理解を賜りたいと思っております。

○議長（森田正英） ほかに質疑。

○2番（沢田孝康） 今までのさまざまな答弁から、小金井市のごみの搬入については21年の2月から一応中止というか、しているという状況で、新聞によりますと、相互扶助の観点から緊急避難的に支援を行うということを申し合わせているということで書いてありますが、私は、市長のおっしゃっていることは、要は、小金井市が決定しなければ受けないよという、前提にあるということは、本当にそれはそのとおりだと。だから、それに従って受けていないんだということは、私は正当な理由だと思うんですね。

その上で、例えばほかの市が受け入れを表明しています。例えば6月には三鷹市が受け入れをしているという状況が出ていますよね。この理由としては、人道的支援という理由を書いてあります。これはマスコミ報道ですから、理由はよくわかりませんが。要は、私どもというか、柳泉園は平成19年、20年と受け入れをして、そのときも小金井

市にごみの処理場を決定するという条件つきで受け入れますということは理由としてはありますけども、前提にあったのは、別の理由としては人道的な支援の側面はあるわけです。今、こういった形でマスコミが盛んに報道しているということになると、ほかの市は引き受けているのに東久留米市は何でやめちゃったのという、こういうとらえ方をするほかの自治体、柳泉園ですね。柳泉園の見方も出てくると思うんです。

ですから、私は、市長会で市長がお答えなさったことというのは正当だし、この申し合わせ事項は各自治体間で協議をなささいということで決まっているんですけども、しかしながら、報道され方は人道的支援ということで、我々としては何だか、では、うちは人道的支援をやらないのかという、こういうふうにとられかねないという、そういうふうには私は危惧するんです。ですから、私はしっかりと、それは市長会でも申し上げたと思いますが、人道的支援という言い方が果たしていいのかどうかという、こういうところも考えていただきたいなど。要は、一番問題なのは、決定的な小金井市の問題でありますからね。ですから、そのあたりはぜひ合意に達していただけないかなと思います。

それと、あとごみ処理の問題ですけども、23区はプラも焼却をしますよね、23区内。ところが、多摩地域については、柳泉園もそうですが、プラは分別をしています。可燃ごみを燃やしているという状況ですけども、要は、軟質系プラスチックはまざってはいますけども、量が少ないですから、ほとんど水を燃やしている状況だということだと思います。そういう中で、今後、23区のような、東京都の区と多摩地区でやり方が違うわけですから、この問題については、要は、プラスチックを燃やすとダイオキシンが発生するから、クリーンポートをつくって高熱で処理するからダイオキシンが出ないということで、この表にもほとんど基準値以下の数値が出ているわけでね。ですから、安心な焼却をしているわけですから、そういう中で、せっかく新しい炉にしたのに、燃やしているものは可燃ごみで、水を燃やしているような状況だという、こういう状態で今後もいくのかどうか。つまり、多摩の地域のごみの焼却の仕方というのが23区とは違うわけで、今後、このやり方を継続していくのかどうかという、この問題を私は考えなければいけないと思うんです。ですから、それについて見解があればお聞きしたいと思います。

それと、契約の問題、さまざまほかの議員の方から話がありますけども、私は、この後、退職者に対する基金の関係も出てきますけども、自治体の財政は非常に厳しいです。ですから、我が市に置きかえれば、今年度予算をつくる段階で臨財債を相当な額入れているわけです。そういう中で、要は、人件費を削減したり、さまざまな事業を改編したりと

いうことをやってきているわけです。入札も改革しなければいけないということでやってきています。

そういう中で、確かに専門性の高い作業であったり、特注品であったりということはありますけれども、私は、例えば清掃事業を委託する場合でも、随意契約であるけれども、年度更新のときには少しでも契約金額を下げよう、下げてもらいたいということを、これは言っていると私は思っています。例えば運転業務委託がありますよね、6 ページ、7 ページ。これは随意契約で、ほぼ変わらない金額で随意契約をやっていきます。私は、こういうところというのはやはり事業者側に、それは随意契約するけれども、でも、少し額は下がらないのかという話は、しているかどうかわかりませんが、していなければすべきだと思うんですね。少しでも経費を削減していく、この努力というのは組合でもやらなければいけない。やっているのであれば、やっているとおっしゃっていただければ構いませんけれども。そのあたりはやはり財政が厳しい、ごみの処理量も少なくなっている、各市の負担金もふえているわけですから。これだってそれぞれの市から負担金を出しているわけですからね。このあたりもしっかりとコスト意識を持ってもらいたいと思うんですけども、見解があればお願いいたします。

○管理者（野崎重弥） まず、小金井のごみの支援の関係で、人道支援ということが新聞報道等によくされると。そういった中で、柳泉園は小金井の支援をやめたという中では、さまざまな考え方があるのではないかと御指摘でございます。端的に申し上げまして、私は、19年、20年の柳泉園における小金井市のごみの焼却というものは、その当時から人道支援だと思っております。なおかつ、またこういうことを言うと私は嫌われるんだろうと思いますけれども、端的に言ひまして、今支援をしている皆さん方は、6月1日からは申し合わせができましたから、支援をする根拠というものは明定されたわけです。それ以前は支援をする根拠がなかったわけですから、人道支援という言い方しか支援をする方途がなかったんだろうと、これは私の推測ですけれども、私はそのように思っています。ただ、6月1日から申し合わせができたということは、その申し合わせに基づく支援ですから、それはどういう言い方をなさるかはその団体のことですから、私がとやかく言う立場にはありませんけれども、申し合わせに基づく支援ということに私はなるんだろうと思います。重ねてになりますけれども、私どもは19年当時から、それまでの広域支援協定をかなり緩やかに理解する中で支援をしてきた、いわば人道的な支援をしてきたと言っても私は過言でないと思っております。

それと、23区のごみの処理の仕方と26市における処理の違いがある、それは御指摘のとおりでございます。なおかつ、23区内では実施をいたしておらない26市における灰のエコセメント化というものが実施をされている。これはさまざまな観点の中、また、さまざまな視点からの議論があった中での結果としてエコセメント化ということで、最終処分場の延命化とマテリアルリサイクルという視点からそういったものが導入された。それはそれで23区と26市の違いであろうと思っております。

ただ、23区内におきましても、プラ系のごみ、当初は焼却をしておったようでありませうけれども、このところに来まして分別回収が区によっては始まっております。それら今後23区における焼却の方法というものがどういう形で動いていくのかということは、私にはわかりませんが、23区外の東京都26市におけるごみの焼却においては、軟質系プラの分別収集、また、資源としての再利用、こういったものは続けていくべきだろうと思っております。ただ、今後、柳泉園がこのクリーンポートをつくる際には、軟質系プラの焼却を前提とした性能発注をしている、これは御指摘のとおりでございます。つまり、柳泉園の炉は軟質系プラを焼却しても耐え得る処理性能を備えた施設であるということは、これは御指摘のとおりでございます。

今後、そのことと構成3市におけるごみの処理のありよう、これは今、私がこうすべきだとか、現状を守るべきだとか言う立場にはございません。やはり管理者会議の中で、当然方法を変えるということになれば議論が必要でしょうし、議会での議論も必要、また、市民の中における議論というものも当然出てくるだろう。また、柳泉園が所在をいたします地域の皆様方の御理解も必要になってくるだろうと思っておりますから、この場で今後の焼却のありようということについての御答弁は、大変明確な御答弁をするのは難しいということで御理解をいただきたいと思っております。

また、契約のあり方、また、柳泉園の予算編成についてでございますけれども、21年度予算編成をする中で、私が助役に指示をいたしましたのは、普通建設事業は基本的にやらないと、こういった景気動向がある中で、なるべく構成3市の負担金を減らすということの考え方は申し述べておりますし、幹部職員に対しても、構成3市が予算編成をする中で、まず、一部事務組合に対する負担金を歳入の中から差し引いて、みずからの市の予算編成をしていっている厳しさ、こういったものも幹部職員には話をさせていただいております。今後、柳泉園内における行財政改革というよりも事務改善をはじめとして、改革改善は日夜行われなければいけないと思っておりますし、柳泉園の職員もそういったことはこれまで

でも努力をしてくれていると思っております。

ただ、行政報告の附属資料の中で、契約のあり方の随意契約の中で、大変わかりにくい、理解がしにくいということがあるのは事実でございます。先般、長期継続契約条例を組合議会において議決させていただきましたので、今後は長期継続契約に基づいての、3年程度を目途に長期継続契約に移行していきたいと思っておりますけれども、ただ、こういう書き方だと、なかなか議案の附属資料の中でそれを読み込むということは難しいと思えます。そういったことをきちんと御理解いただけるような説明には心がけていきたいと思っておりますし、契約のあり方については、助役を筆頭にそれぞれの課長がさまざまな観点から議論もしてくれていますし、その成果は少しずつではありますけれども、私は出てきていると理解をいたしておるところでございます。

○議長（森田正英） ほかに質疑。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） それでは、以上をもちまして行政報告に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 0時08分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（森田正英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、清瀬市の福永副市長が退席されましたことを申し上げます。

---

○議長（森田正英） それでは、「日程第9、議案第8号、平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第8号、平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成20年度中に一般職2名、平成21年2月28日付で管理職1名が退職したことにより、退職手当の予算が不足したため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、補正予算について専決処分をさせていただきました。したがって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田正英） 補足説明を求めます。

○総務課長（涌井敬太） 議案第8号、平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算と題した書類をごらん願います。

今回の補正予算は、平成20年度中に職員3名が一身上の都合により退職いたしましたので、退職金にかかわる予算について財源調整し、措置するため、歳入歳出の款及び項の区分で調整させていただいた内容でございます。

初めに、2ページから3ページにかけて記載の第1表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正でございます。歳入及び歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ記載する金額の調整をさせていただきました。

次に、7ページをお開き願います。7ページから9ページにかけて記載の歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては、表に記載のとおりでございます。

次に、10ページから11ページにかけて記載の2、歳入でございますが、款4繰入金、項1基金繰入金、目1職員退職給与基金繰入金、節1職員退職給与基金繰入金は7,111万9,000円の増額でございます。普通退職による職員3名分の退職手当の財源に充当するため、職員退職給与基金を取り崩しまして、一般会計に繰り入れさせていただきました。なお、当該基金につきましては、取り崩しをしたことによりまして、本年3月末現在の残高は3,622万7,804円でございます。

次に、12ページから13ページにかけて記載の3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1人件費、節3職員手当等7,111万9,000円の増額は、説明欄に記載する普通退職による職員3名分の退職手当を増額させていただきました。なお、退職した職員の勤続年数につきましては、管理職が30年9月、一般職が35年8月と30年1月でございます。

次に、14ページをごらんください。給与費明細書でございます。内容は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森田正英） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○1番（小山愼一） 3点質問させていただきたいと思います。3名の普通退職があって、退職給与基金から繰り入れてそれを支出ということで、内容はよくわかりました。

1つ目が、14ページの給与費明細書の中にもありますように、今まで48名から45人の正規職員で、括弧書きの6人は再任用という説明でありますけども、そんな中で、現在、正規が45人ということでございますけども、そのほかに派遣職員、嘱託職員、臨時という職員がいらっしゃるかどうかわかりませんが、この辺の状況がどうなっているのかが1点。

それから2つ目が、前回の第1回定例会、2月26日の定例会の中でも、森田助役が今後の職員体制は退職不補充の考え方でこれからも進めたいという御答弁もあったようですが、この辺の考え方についてが2点目。

それから3点目が、最後なんですけど、今回は普通退職3人ということで、大体1点目の質問でもどういう内訳になっていくかはそれで把握できると思うんですが、柳泉園組合の最大の業務がやはり特殊プラントというんですかね、こういった意味からも、現在、検討委員会というんですかね、職員のこれからのどうあるべきかということの検討委員会が議論をしているようとのことで伺っていますが、その辺の進捗状況について伺います。特に3点目は、さきの第1回定例会の中でも、クリーンポートの運転管理に関しまして、将来的には運転管理の全面委託という方向性がたしか示されていると思うんですが、そういった中で、先ほども申し上げましたように、今後の体制に向けての検討委員会の進捗状況について伺います。

以上3点です。

○総務課長（涌井敬太） 職員以外の臨職等ですが、クリーンポートの運転管理に従事しております派遣社員が10名。それから、体育施設の管理等で臨時職員が8名。それから、同じく体育施設の管理、プラットホームの管理で嘱託職員が4名。それから検量施設の業務、プラットホームの業務、体育施設の業務の3つの業務で、再任用の職員が6名でございます。職員につきましては現在44名でございます。——すみません、現在でございます。45名は3月末現在の状況でございますので、現在44名ということで御理解いただきたいと思います。

それから、検討委員会のことですが、現在、クリーンポートも含めた柳泉園組合の施設の運営をどうしていくのかということで検討させていただいておりますが、業務の内容等につきましてはあらかじめ方向性は出たのですが、これから施設の運営管理をどう



やっていくかというところで、どの程度まで委託を入れていくか、職員でどの程度までやっていかなければいけないかということにつきまして、現在検討中でございますが、まだ結論は出ておりません。方向性が出ましたら、また御報告させていただきたいと思っております。

○助役（森田浩） 退職者に対する対応でございますが、柳泉園組合といたしましては、原則退職者不補充ということとさせていただきます。現実には私は18年度からここで業務をさせていただきますが、今まで10人ほど、定年退職等で退職されましたが、そのうち、どうしても将来的な柳泉園の技術面を補う職員が必要だということで1名、採用させていただきました。そのほかにつきましては、すべて不補充としてやっております。ただし、退職者の中には、そのうち6人が再任用職員として現在業務していただいておりますが、その方につきましても今まで委託でやっていた業務を、逆ですけども、委託を外して、再任用職員を当面そこで業務していただくということで、委託費の削減を図っているという状況でございます。

○1番（小山慣一） ありがとうございます。それぞれ御答弁をいただきました。

1点目につきましては、よくわかりました。この明細書の中では45だったんですが、現在は44ということで、1名またここで減っているということもわかりました。

それから2点目、方向性はあるという御答弁でしたけども、現在進行しているということなんですが、大まかで結構ですから、どんな検討というんですか。方向性は決まっていると、だけど、現在やっている検討がもう半年ぐらい続いているんでしょうか。今、こういうことで検討しているという、差し支えない程度でいいですから、どんな検討をしているのか伺います。

それから、退職不補充の考え方もよくわかりました。その中でも、退職しても再任用ということでも、この辺もよくわかりました。ただ、心配なのは、最終的な運転管理の全面委託という方向があっても、当面、先ほど、1点目の質問の中にもありましたように、4、5、6、約3カ月間で1人おやめになったり、それから、どうしても、特殊プラントという言葉が適切かどうかわかりませんが、心配な向きもあります。少数精鋭というんでしょうか、どこの構成3市でも正規職員は同じだと思いますが、この考え方はよろしいんですけども、それにやはり一番プラントの中でも大事なことは安全・安心というんですかね、安全面が一番重要な部分なので、この辺の安全面で、果たして大丈夫なのか。当然大丈夫だと思いますが、この辺を伺いたいと思います。

それで質問を終わります。ありがとうございました。御答弁いただければお願いします。

○総務課長（涌井敬太） ただいま御質問のとおりでございます。小山議員御指摘のとおりで、クリーンポートの運転管理につきましては大変技術を要するものですから、それを全部委託することによって、そういった運転管理に支障を生じるのではないかという議論がありまして、それではどこまで職員がかかわっていったらいいのか、全部職員でやるのか、では、一部を委託するにはどういった委託の方法がいいのか。例えば現在4班2直制という勤務をとっているわけですが、その4班のうちの例えば1班を職員でやって残りを委託するのか、半分を職員でやって半分を委託するのか、そういったいろんな手法が考えられるわけございまして、そこを技術を継承していきながら、なおかつ経費を合理的に節減していくためにはどうやったらいいのかということも現在検討している、協議している段階でございまして、その結論がまだ出ていないものですから、検討中ということでお話しさせていただきました。

○議長（森田正英） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） それでは、以上をもって議案第8号、平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第8号、平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 討論ございませんね。

それでは、以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第8号、平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算の専決処分についてを採決いたします。

原案どおり賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 賛成者全員であります。よって、議案第8号、柳泉園組合一般会計補正予算の専決処分については、原案のとおり承認されました。

---

○議長（森田正英） 次に、「日程第10、議案第9号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第9号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成21年5月、東京都人事委員会勧告に準じて、東久留米市において職員の給与に関する条例の一部が改正されました。柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従いまして、柳泉園組合においては平成21年5月29日に本条例の一部改正を専決処分し、同日に公布いたしました。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、よろしく御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田正英） 補足説明を求めます。

○総務課長（涌井敬太） 補足説明を申し上げます。

民間企業における夏季一時金の大幅な減少傾向がうかがわれることから、民間の実態を東京都の職員給与に速やかに反映するため、暫定的な措置として、6月期特別給の支給月数を一部凍結するための東京都人事委員会の勧告に準じて、東久留米市におきまして平成21年5月に職員の給与に関する条例が改正されました。柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従いまして柳泉園組合においても条例改正をする必要があるため、職員の給与に関する条例の一部を改正させていただいております。なお、今回の条例改正につきましては、職員組合と5月28日に協定書を締結しております。

議案第9号、資料1、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんください。今回の条例改正は、平成21年6月に支給する期末手当の減額について定めるものでございます。附則に平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置として1項を加えました。期末手当に関する特例措置でございますが、第22条第2項に規定されています6月に支給する期末手当につきまして、本則では100分の140となっておりますが、今回の特例措置として100分の120に引き下げることによりまして、100分の20を減額するものでございます。なお、期末・勤勉手当の支給割合は合計で100分の180でございます。この条例の施行期日は公布の日、平成21年5月29日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（森田正英） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○1番（小山慣一）　またまた質問させていただき、申しわけございません。今回の議案がよくわかりました。期末手当そのもの、6月支給分でしょうか、100分の20ということで、これもよくわかりました。

それで、質問は、この議案の中身と少しそれますが、もし議長から御指摘がありましたらまた方向を変えますけども、少し、柳泉園組合職員の給与は、私どもの東久留米市の給与に準拠しているということもわかっているわけですが、実は地域手当の関係で、関連しますので御質問させていただきたいと思います。当然、東久留米の地域手当が柳泉園組合職員ということで準拠ということでございますが、構成3市が、例えば清瀬市が国基準が6でしょうか。実際は清瀬市の職員が幾つかどうか、はかり知れません。それから、西東京市が、国基準も実際が支給がどうなっているかわかりませんが、いずれにしても東久留米市の地域手当という形で準拠ということでございます。

どうしてこのような質問をしますかといいますと、ちょうど私どもの東久留米市の今回の議会の中でも、市民オンブズマンというんですかね、こういう方々から、地域手当に関してかなり多くもらっているのではないかと、それから、国のペナルティーというんですかね、こういう部分もそんな御指摘で、去る、最近のですが、総務委員会の中でもかなり議論があったんですね。確かに去年の東久留米市議会の12月議会、第4回定例会で提案されまして、給与そのものは引き下げていたり、結果的に東久留米市は国基準が6で、当時は14.5だったんですが、16に1月1日から引き上げております。したがって、柳泉園の組合職員もそのような形になっていると思うんですが、今後の考え方なんですけど、東久留米に準拠ですからこういうことになっているようなんですけども、今後の考え方について御質問したいと思います。

○管理者（野崎重弥）　地域手当の関係でございます。確かに議員御指摘のように、国はそれぞれの地域手当を各自治体ごとに設定いたしております。柳泉園を構成いたしております清瀬、西東京、東久留米の国の示します地域手当は、清瀬市が15%、西東京市も15%、東久留米市は6%でございます。そういった中で、清瀬市と西東京市に挟まれる東久留米がなぜ地域手当が6%なのかということについては、これは私も理解ができません。なおかつ、このことについてはさまざまな場面で私は申し上げてきたつもりでございます。

そういった中で、柳泉園組合が準拠いたしております東久留米市の給与が改定になった

ということでございます。それぞれ本給を落として地域手当を上げる、なおかつ、東京都はこれまで東京都26市に対して、東京都給料表に移行するようというのを強く要請してきたという経過がございます。東久留米市の給与は平成18年度に東京都給料表へ移行いたしております。なおかつ、東京都給料表に移行すると同時に、その制度完成時には東京都の職員と同率の地域手当を支給するということが条例上明記をされたという経過があるわけでございます。そういったことも踏まえて、東久留米市では14.5の地域手当が16%に改正になった。なおかつ、それと同時に給料表の削減、本給の削減も行ったということになっておるわけでございます。しかしながら、さまざまな状況がある中で、東久留米市の地域手当ということについてさまざまな議論がなされた、これも御指摘のとおりでございます。今後、東久留米市においてこの地域手当の関係については、さまざまな御指摘もいただく中で、一定の方向性も模索をするという答弁も出ていると承知をいたしておりますし、そういった方向で今、議論が始まっているものと考えておるところでございます。

今後、東久留米市のもし給料表の改定があると、なおかつ地域手当の改定があるということになれば、東久留米市の給料表に準拠する柳泉園組合の給与について、当然関係団体との協議が必要になりますでしょうし、その協議の結果を見ながら、必要であれば給料表改定のための条例も提案しなければならないだろうと思っております。ただ、議案として調整をいたすまでには、関係団体との協議、これは必須と思っておりますし、母体となっております東久留米市の動向を今後とも注視していきたい、そのように考えておるところでございます。

○議長（森田正英） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 以上で質疑を終結したいと思います。

これより議案第9号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 討論なしということで、以上で討論を終結いたします。

これより議案第9号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての採決をいたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 全員賛成であります。よって、議案第9号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については、原案のとおり承認されました。

---

○議長（森田正英） 「日程第11、議案第10号、柳泉園組合監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、第3番、上田芳裕議員の退席を求めます。

〔3番 上田芳裕議員退席〕

○議長（森田正英） 提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第10号、柳泉園組合監査委員の選任についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同約第13条に規定する議員のうちから選任する監査委員について、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願い申し上げますのでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森田正英） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本件は人事案件ですので、質疑及び討論を省略して採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 賛成全員であります。よって、議案第10号、柳泉園組合監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。

〔3番 上田芳裕議員着席〕

○議長（森田正英） ここで、柳泉園組合監査委員に選任されました上田監査委員にごあいさつをお願い申し上げます。

○3番（上田芳裕） 今、選任をいただきました監査委員の上田でございます。非常に難しい時代に入っておりますけれども、皆様の御意向を受けて一生懸命頑張っておりますので、どうぞ皆様今後とも御協力のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（森田正英） ありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午後 1時31分 休憩

---

午後 1時40分 再開

○議長（森田正英） それでは、休憩前に引き続き定例会を再開いたします。

---

○議長（森田正英） 「日程第12、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

鈴木委員長の報告を求めます。

○廃棄物等処理問題特別委員会委員長（鈴木久幸） それでは、廃棄物等処理問題特別委員会の御報告をさせていただきます。

まず、日程第1、委員席の指定を行いました。

次に、日程第2、委員長の互選を行い、私が委員長に当選をいたしました。

次に、追加日程第2、副委員長の互選を行い、小山委員が副委員長に当選をされました。

なお、陳情の審査案件はございませんでした。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の報告を終わります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（森田正英） 報告が終わりました。

ここで、職員をして議席番号表、特別委員会委員名簿を配付させます。

続きまして、事務局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○総務課長（涌井敬太） 2点ほど御連絡がございます。

1点目は、柳泉園組合議会議員研修会の御案内でございます。平成21年2月に西東京市選出の柳泉園組合議会議員の改選がありまして、今回、東久留米市及び清瀬市選出の柳泉園組合議会議員の改選がございましたので、7月23日（木曜日）午後1時30分から当会場におきまして議員研修会を開催させていただきたく、御提案申し上げます。

なお、議員研修会は、関係市議会の議会人事に合わせまして、2年ごとに開催をさせていただいております。当日は、柳泉園組合の概要、平成21年度予算、各課の業務内容等を御説明申し上げた後、クリーンポート、リサイクルセンターの施設を御案内させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

続きまして、平成21年度柳泉園組合行政視察についてでございます。平成21年度柳泉園組合行政視察につきましては、現在検討している場所は、群馬県太田市にございます太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザでございます。行政視察の日程は、10月21日（水曜日）を予定しておりまして、借り上げバスを使用した日帰りを予定しており

ます。旅程につきましては、柳泉園組合から一般道を走行しまして、所沢インターチェンジから関越自動車道を利用し、高崎ジャンクションにおいて北関東自動車道に乗りかえまして、太田桐生インターチェンジから一般道で約 8 キロ走行いたします。所在地は群馬県太田市細谷町 6 0 4 番地－1 で、東武伊勢崎線太田駅の近くでございます。

今回視察を予定しております太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザは、群馬県太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町の不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物を処理している施設でございます。1 市 3 町の合計の人口は約 3 0 万人で、柳泉園組合関係 3 市の現在の合計人口約 3 8 万人とほぼ同規模となっております。

なお、詳細につきましては、次回、第 3 回定例会におきまして資料の御配付をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（森田正英） 以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成 2 1 年第 2 回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 1 時 4 5 分 閉会

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 森 田 正 英

議 員 鈴 木 久 幸

議 員 原 まさ子